

第3次健康たかはま21策定業務委託仕様書

1 業務名

第3次健康たかはま21策定業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 目的

本業務は、健康増進法に基づき「第3次健康たかはま21」を策定するにあたり、第2次計画の評価を行うとともに、新たな健康課題や社会変化を踏まえ、本市総合計画及び健康増進計画と関連する計画との整合性を図りながら策定作業を進めるため、専門的スキル・知見による策定支援を得ることを目的として業務を委託するものとする。

4 計画期間

「第3次健康たかはま21」の計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とする。

5 業務内容

(1) 現状及び課題の把握（既存データ等の再分析を含む）

①第2次健康たかはま21の評価を行う。

現行計画について、保健事業の実績や③市民アンケートの実施結果などを勘案し最終的な評価の検証を実行し、発注者と協議の上、報告書にまとめる。

②既存資料（統計資料、行政資料等）の整理分析を行う。

- ・統計的把握
- ・上位計画及び関連計画の動向調査
- ・国、県健康増進計画、関連計画との整合性の配慮
- ・市施策の実態把握 等

③市民アンケートの実施（作成・集計・分析）

市民の現状、健康課題を把握するため、市民アンケートの作成・集計・分析を行う。

- ・対象は1,500名程度とする。
- ・設問設計にあたっては、本市の実情に即し、地域特性を図ることができる設問案を提示するとともに第2次計画の評価に必要な項目も検討する。発注者の要望に随時対応しながらアンケートを作成すること。

- ・紙面調査票及びインターネットを利用したWeb回答の2種類を用意すること。

調査票及び発送用封筒、返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼付は受注者が行い、発送及び回収も受注者が行う。発送先の宛名シールは発注者が支給する。郵送費は委託料に含むこととする。

- ・集計方法は年齢別、性別、地域別などのクロス集計等を用いる。
- ・アンケートの調査結果を分析し、報告書としてまとめ、市へ提供する。

- ④その他、関連する調査・研究データの動向も踏まえて、分析・評価を行う。2次計画の評価とアンケート結果等を分析する際に必要に応じてトレンド検定等も行い、特徴的な課題を分析する。

(2) 各種会議への出席及び運営支援

第3次健康たかはま21策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び庁内ワーキンググループ会議（以下「部会」という。）における資料・会議録作成等の運営支援を行い、会議へ出席する。

- ①策定委員会への出席は3回を予定するが、その他必要に応じて出席を依頼することがある。
- ②部会への出席については必要に応じ協議して決めることとする。
- ③策定委員会の事前打合せについては、来庁し事務局と打合せを行うこと。また必要な資料についても受注者にて作成すること。
- ④出席した会議後は速やかに議事録を作成し提出すること。
- ⑤第3次健康たかはま21への意見の反映

(3) 関係機関等へのヒアリング、調整支援

庁内関連計画、市施策の実施状況との整合性を図るため、関係機関へのヒアリングや調整等の支援を行う。

- ① 資料作成
- ② 助言・提言
- ③ 第3次健康たかはま21への意見の反映

(4) 第3次健康たかはま21策定支援

- ① (1)、(2)、(3) で実施した現状及び課題の把握、アンケート調査結果、策定委員会、部会、関係機関等のヒアリング結果を踏まえ、事務局と協議し第3次健康たかはま21案を作成する。
- ②パブリックコメントの実施支援

第3次健康たかはま21のパブリックコメントの実施のために必要な資料の提供及びデータの提供等支援を行うとともに、その対応についても検討する。

③ 定められた期間に本業務が完了するように作業の円滑化に努めること。

(5) 打合せ等

計画の進行は十分に事務局と調整を図りながら行うものとするため、打ち合わせ時における主たる担当者の来庁を見込むこと。また、必要時事務局が指定した打ち合わせに同席すること。

(6) 成果品

○第3次健康たかはま21計画書及び概要版の作成

第3次健康たかはま21計画書及び概要版の作成にあたっては、図表、イラスト、概念図、写真等を盛り込んで編集し、関連するデータが見やすい構成・表現・デザイン・レイアウトを提案すること。

①計画書の作成

A4版 100項程度 電子データ一式

②概要版の作成

A4版 8項程度 電子データ一式

(7) 手直し

本業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受託者の負担とする。

6 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密は、第三者に漏らしてはならない。

7 その他

①業務遂行にあたっては、個人情報保護法に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。

②成果品の著作権については、高浜市に帰属するものとする。

③本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上